

タイトル	政治を変える，女性議員を増やす：女性プラザ祭 2018 トークセッション報告
著者	中園，桐代；NAKAZONO, Kiriyo；相内，眞子； AIUCHI, Masako；宮下，裕美子；MIYASHITA, Yumiko； 笹谷，春美；SASATANI, Harumi；小内，純子；ONAI, Junko；岡田，久美子；OKADA, Kumiko
引用	開発論集(104)：131-149
発行日	2019-09-30

政治を変える，女性議員を増やす

女性プラザ祭 2018 トークセッション報告

中 園 桐 代¹・相 内 眞 子²・宮 下 裕美子³・
笹 谷 春 美⁴・小 内 純 子⁵・岡 田 久美子⁶

- I 解題
- II 趣旨説明
- III 講演 I 女性と議会
- IV 講演 II 暮らしと議会
- V ディスカッションを終えて

I 解 題

本報告は、2018年11月9日に実施された北海道立女性プラザ「女性プラザ祭 2018 トークセッション」をまとめたものである。とりまとめは、笹谷春美氏、小内純子氏、岡田久美子氏が担当した。

スイスに本部がある各国の議員交流を推進する「列国議会同盟」は、2019年1月1日時点の国政レベルの議会（日本の衆議院にあたる下院や一院制の議会）で女性議員が占める割合を発表した。それによると、対象となった193か国のうち、日本は10.2%で、2018年より順位を7つ下げ165位である。女性議員が占める割合が最も多いのはアフリカのルワンダで61.3%であった。G7ではフランスが39.7%で16位、イタリアが35.7%で30位、アメリカが23.5%で78位などとなっていて、100位台は日本だけであった。日本の女性の政治参加はまったく遅れているといわざるを得ない。

2000年にフランスでは「候補者男女同数法（パリテ法）」が制定され、選挙の候補者を男女同数にする事を政党に義務づけている。わが国でも2018年に「政治分野における男女共同参画推進法（以下、日本版パリテ法）」が成立したが、政党に対し国会や地方議会の選挙で候補者の数をできるだけ男女で均等にするよう努力を求めるに止まる。

2019年7月の参議院選挙は、日本版パリテ法が成立してから初の大型国政選挙である。選挙区と比例代表で計104人の女性が立候補し、候補者に占める割合は過去最高の28.1%と

¹（なかぞの きりよ）北海学園大学開発研究所研究員，北海学園大学経済学部教授

²（あいうち まさこ）北翔大学元学長，同大学名誉教授

³（みやした ゆみこ）北海道月形町議会議員

⁴（ささたに はるみ）北海道教育大学名誉教授・北海道立女性プラザ館長

⁵（おない じゅんこ）札幌学院大学法学部教授

⁶（おかだ くみこ）札幌学院大学法学部教授

なった。対応は与野党で大きく異なった。立憲民主党は 19 人（45%）の女性候補を擁立し、比例区でもほぼ男女同数とした。国民民主党は選挙区と比例区を合わせて 10 人（36%）と 4 割に迫り、共産党は 22 人（55%）と女性候補を増やした。諸派を除いても、公認と野党統一候補の無所属の女性候補は計 90 人となり、全体の 31% を占めた。一方、最大与党の自民党の女性候補は全体でも 12 人（15%）にとどまった。

そして 21 日の投票では 28 人の女性候補が当選し、過去最高と並んだ。内訳は、自民党 10 人、公明党 2 人、立憲民主党 6 人、国民民主党 1 人、共産党 3 人、れいわ新選組 1 人、日本維新の会 1 人、無所属 4 人である。野党が女性候補者を増やしたが、与野党の政治勢力の構図が変わらず女性議員の躍進には結びつかなかった。政府の「2020 年 30%」（社会のあらゆる分野において、2020 年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも 30% 程度とする目標）も声かけだけに終り、与党の女性候補を増やす具体策も見えずに終わった。

また、今回の選挙は全国での投票率が 50% を割り込み戦後 2 番目の低さとなった。北海道選挙区でも 53.76% で 3 年前より 3 % 低くなった。北海道でみると男性 54.23% に対し女性は 53.34% と、わずかではあるが女性の投票率が低かった。ただし、投票人数でいえば男性 1,157,758 人に対し女性 1,298,549 人と約 14 万人女性の方が多い。とはいえ、今回の選挙に男女とも有権者の約半数が投票していない。候補者の男女比率、議員の男女比率も大切であるが、まず有権者である女性が（男性もちろん）より多く投票所に足を運ぶ、政治に関心を持つ、そこから始めないと「政治は男のもの（あるいは一部の人のもの）」という現状は何時までたっても変わらないだろう。政党も候補者の名前を連呼する、投票をお願いする、他党をこき下ろすという選挙戦略ではなく、有権者に政策理念をしっかりと示し、政策論議が成立するような選挙戦を行ってもらいたい。（中囿桐代）

II 趣旨説明

北海道ジェンダー研究会は 2016 年より、講演とグループトークからなる憲法カフェを開催してきた。2016 年のテーマは『DV・性暴力の現状と憲法 24 条』、2017 年のテーマは『憲法改正草案から家族と子ども・女性の人権について考える』であった。

内閣府が発表する『男女共同参画白書』によると、2018 年 2 月現在、女性国会議員は衆議院で 10.1%、参議院で 20.7% である。2017 年末時点で、すべての都道府県議会に女性議員がいる一方、3 割以上の町村議会では女性議員がゼロである。そこで 2018 年の憲法カフェでは、法案を審議する国会の場に、また地方に暮らす人々の生活に関わる政策決定過程に、女性が参画することの重要性を考えることとした。

⁷ 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

開催にあたり，研究会代表であるとともに北海道女性プラザ館長の笹谷春美が，開催の趣旨を以下のように説明した。これまで取り上げてきた憲法 24 条⁷や 13 条⁸にいう人権は，女性や子どもを始めとする人々の生活や労働の現実を知らない者たちが政治を行うことによって，蔑ろにされるであろう。女性議員がただ増えればよいという訳ではないが，暮らしの観点をもつ女性議員が増えれば，変革につながる可能性がある。2017 年度の世界経済フォーラムが発表するジェンダー・ギャップ指数において，日本は 144 か国中 114 位である。その中でも圧倒的に遅れているのが政治分野におけるジェンダー・ギャップであり，こちらは先進国中最下位の 123 位である。前年に比べ順位を下けている現実に対し，なぜこのような状況が生まれるのか問題を確認し，政治を変え，社会を変えていくためにどうすればよいのかを，2 名の講師から話を聞いたうえで，ディスカッションしていきたい。（笹谷春美）

Ⅲ 講演Ⅰ 女性と議会 ― 女性の参加で政治は変わる ジェンダー・ポリティックスの視点から― 相内眞子

1. はじめに ― アメリカ中間選挙に見る女性議員の躍進と日本の現状

既にご承知のように，アメリカの中間選挙の結果が続々と明らかになりました。まだ最終的な確定ではありませんが，女性候補が，しかも民主党の女性候補が大躍進を遂げました。下院議席 435 の内，女性は 100 議席に迫るか超えるかの勢いで，史上最多の女性下院議員数が期待できそうです。さらに，この内，民主党が 83 名とも 84 名ともいわれています。上院も女性 23 名が当選とされており，こちらも記録を更新するようです⁹。

ピンク・ウェーブと呼ばれる，女性を議会に送り出したこの強い推進力に敬意を表します。男性権力者から受けたセクハラを告発する「#MeToo」運動の広がり，大統領の頻繁な女性蔑視発言などに対する，とりわけ女性有権者の怒りが，この結果に結びついたと思います。私は，今回のこの選挙結果から，1992 年の「the Year of the Woman = 女性の年」選挙を思い出しました。共和党政権下の男性主導の政治に対する，特に女性有権者の“NO”が全米に広がり，民主党の女性候補が大躍進した選挙で，その後の女性の議会進出に道を開きました。日本でも，当時の日本社会党土井たか子委員長が主導した，1989 年のいわゆるマドンナ旋風，「山が動いた」選挙がそれにあたるのでしょうか。今回，「女性をなめるなよ」というフレーズをずいぶん耳にしましたが，まさに女性をなめたが故の結果です。ただし，トランプ政権にとってのダメージは限定的で，注目は 2 年後の大統領選挙ということになるでしょう。

配偶者の選択，財産権，相続，住居の選定，離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては，法律は，個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して，制定されなければならない。

⁸ すべて国民は，個人として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，公共の福祉に反しない限り，立法その他の国政の上で，最大の尊重を必要とする。

⁹ 選挙の結果，アメリカ連邦議会の女性議員数は，上院（定数 100 名）中 25 名，下院（定数 435 名）中 102 名となり，いずれも記録を塗り替える大躍進となった。

さて、日本では、本年（2018年）5月16日に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、23日に公布・施行されました。そのポイントは、衆参両院や地方議会の選挙で、各党に「男女の候補者数が出来る限り均等となる」ことや、目標設定など自主的な取り組みを促すものになっていることです。また、付帯決議は、議員活動と家庭生活の両立支援に関する実態調査や、女性議員が活躍しやすい環境整備の検討等を内閣府や総務省に求める内容となっています。理念法で罰則規定がないとか、努力義務に留まるという批判はあるものの、女性議員を増やすための方策を法律として成立させたことの意義は大きいと思います。政党の本気度を測る試金石は、来春の統一地方選挙と夏の参議院選挙になりますが、大事なのは有権者の目です。支持する政党がこの法律を遵守し努力しているか、女性を候補者リストから外していないか等を、厳しくウォッチすることが我々有権者の責務であります。アメリカでは史上最多の女性が連邦議会や州議会にも進出することになりそうですが、それでもなお、政治的過少代表状態に変わりはありません。そこで、ジェンダー・ポリティックスの関心は、政策決定過程に、女性はなぜ少ないのか、女性が増えたら何が変わるのか、女性はどうすれば増えるのか、に向けられてきました。

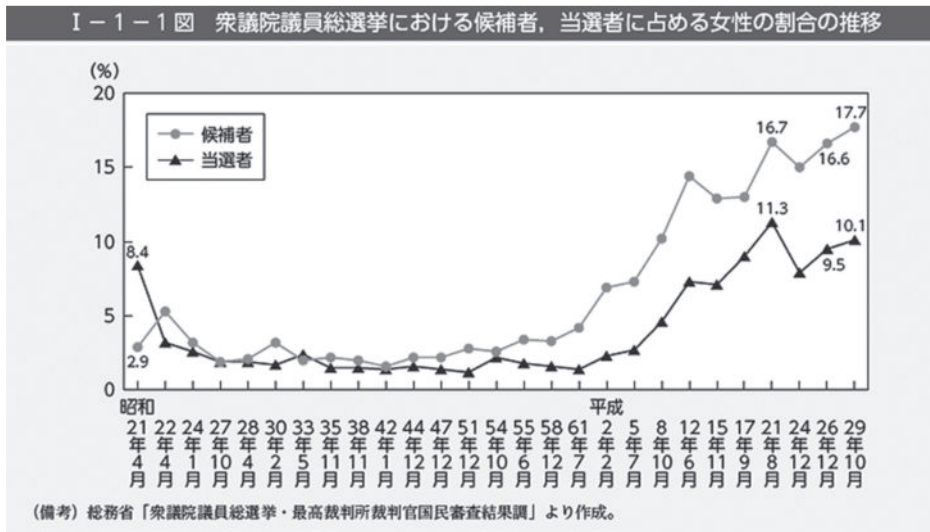
本日は、皆様と共にこれらを考えていきたいと思いますが、その前に、ジェンダー関連の用語について、少々整理しておきたいと思います。

まず、ジェンダー（gender）とは、生物学上の性別（sex）に対して、社会的・文化的に作られた性別を指します。社会から期待されるそれぞれの役割の違いによって生じる性別であり、いわゆる「女らしさ・男らしさ」を意味します。また、ジェンダー・ギャップとは、ジェンダーに基づく女性と男性の違いを指し、さらにジェンダー・ポリティックスとは、政策課題や政策志向、政策の優先順位、政党支持などにジェンダーによる違い、つまりジェンダー・ギャップが存在するかを調査・分析する政治学の一領域です。

そこで、日本のジェンダー・ギャップがどの程度なのかについて、国際比較で見ていきましょう。世界経済フォーラムが毎年発表するジェンダー・ギャップ指数は、政治参画、経済参画、教育機会および健康と生存、の4つの分野のデータを基に、男性を1としてみた場合に、女性がどの程度の数値にあるかについて、国別に集計し国際比較したものです。女性の数値が1に近いほど男女の格差が少なく、0に近いほど不平等であることを示します。総合1位は、ここ7～8年連続して首位のアイスランドであり、ジェンダー・ギャップ指数は0.878。日本は0.657で、調査対象144カ国中114位です。前年の111位からさらに後退して、安倍政権の「女性が輝く社会」の掛け声とは裏腹に、男女格差が極めて深刻な状況にあることが明らかです。日本がひととき出遅れているのが、女性の国会議員や女性閣僚の割合などで評価される政治分野です。この分野での順位は123位で、前年の103位からかなり後退しています。日本のジェンダー・ギャップ指数が低い最大の原因は、政治参画の低さにあるということがあらためて認識できたと思います。

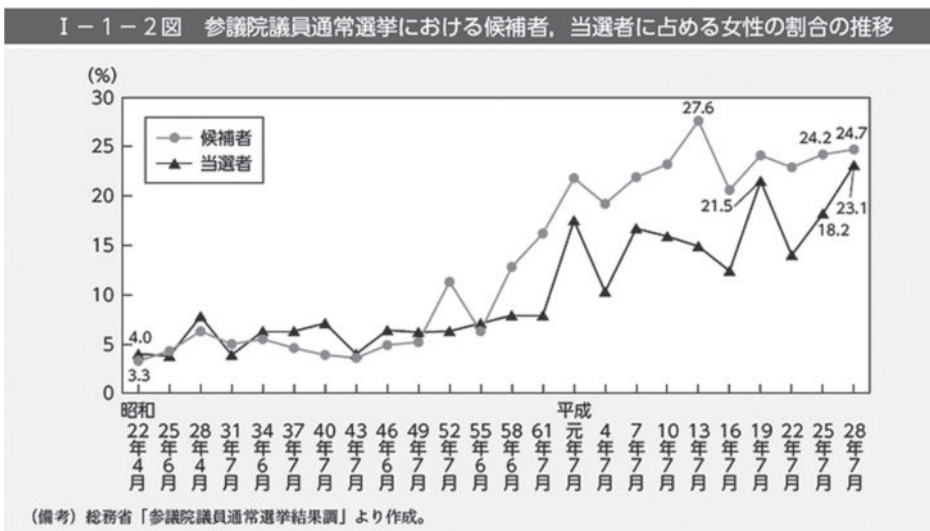
さらに、列国議会同盟が、毎月1日に発表する女性国会議員の国際比較でも、日本は193カ

国中 162 位（衆議院）であり，順位の低さは歴然です。衆議院選挙の候補者数と当選者に占める女性比率の推移を見てみましょう。



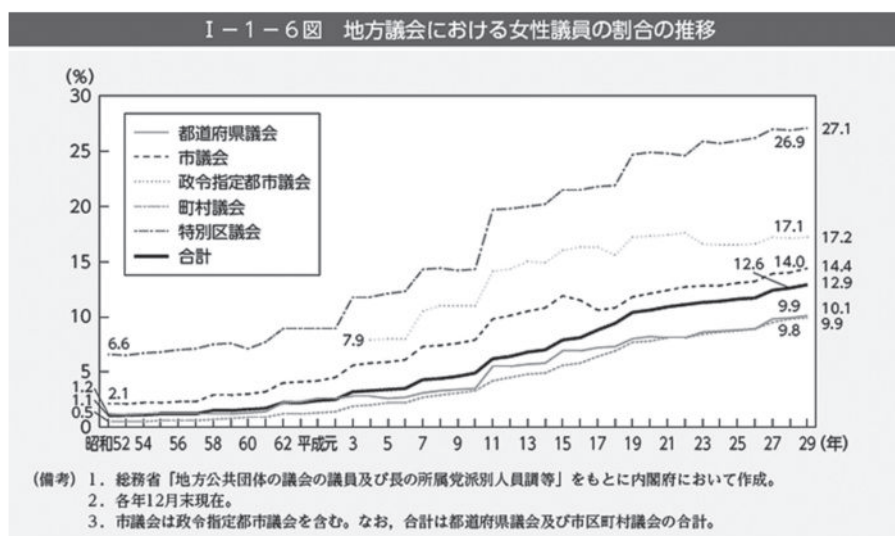
出典）内閣府『男女共同参画白書平成 30 年版』

女性が大きく伸びたのは，平成 21 年（2009 年）の 8 月で，これは当時の民主党への政権交代が実現した選挙です。次の 24 年（2012 年）12 月には大きく後退していますが，これは自民党が政権を奪還した選挙です。



出典）内閣府『男女共同参画白書平成 30 年版』

参議院は、平成元年（1989年）の7月選挙で、女性候補者数も当選者数も大きく伸びました。土井社会党が率いた「山が動いた」選挙です。



出典) 内閣府『男女共同参画白書平成30年版』

地方議会の女性比率も、全体では、前回調査時の12.6から12.9と徐々に増えつつありますが、身近な政府の議会に女性の代表が本当に少ないのが分かります。都市部と郡部の違いも顕著です。女性比率が最も高いのは、東京23区の特別区議会で27.1%、政令指定都市議会は17.2%、市議会が14.4%、都道府県議会が10.1%、町村議会が9.9%で、増えつつあるものの、過少代表状態は変わりません。北海道議会は、定数101名に対して女性議員は13名、女性比率は12.9%で全国平均より少々高めです。札幌市議会は、定数67名の内女性議員は16名で比率は23.5%。政令指定都市議会の平均が17.2%ですので、20ある政令市中2位になります。政令市の1位は仙台で、女性比率は23.6%。道内市町村議会に占める女性議員数と割合は、議員総数2,309名中女性は271名で11.7%。町村議会に限ると、議員総数1,583の内女性は149名で9.4%。非常にお寒い状況です。どのレベルの議会においても女性の進出は停滞し、女性有権者の切実な利害が政策決定過程に反映されにくい状況が続いています。

それでは、なぜ女性が議会に少ないのか、どうすれば増えるのか、増えると何が変わるのかについて、アメリカの事例研究をご紹介します。アメリカは、この分野の実証研究に早くから取り組んでおり、得られた知見は日本の状況を分析する上で大いに参考になりますが、それ以上に、実は両国に多くの共通点があることも明らかになりました。

2. なぜ議会に女性は少ないのか——議会進出を阻む4つの「壁」——

まず、なぜ議会に女性が少ないのか。それは国レベルであれ地方レベルであれ、女性の議会

進出を阻む壁があるからであり、その多くは、日米の女性が共通して直面する壁であります。

(1) 性別役割規範の壁

女は内/男は外という、大変根強い性別役割規範があります。女性は家庭に入り、家族責任を果たすべきであって、外である政治の世界に口出しすべきではないというものです。政治家になるということは、この伝統的な規範の逸脱となり、周囲から多くの反発や批判を受けることになります。特に日本の場合は、既婚女性の出馬に対して、親戚親類、とりわけ夫側の親族が猛反対するケースが多く、決めかけていた出馬を取りやめた、諦めたという例も報告されています。いったん家庭に入った女性には、家族責任が重くのしかかり、それが出馬を阻害する大きな要因となる、この点、日米は共通しています。アメリカの調査では、家族責任の中でもとりわけ育児責任が、女性の出馬意欲を3割近く減少させる一方、男性の出馬にはほとんど影響を与えていないとされています。それでも、子どもが成長し、育児責任からある程度解放されてからの出馬となりますと、今度は、初当選時の年齢が男性に比べて高く、そのため政治的経験の蓄積において不利となり、政治家としての自己評価も低く、リーダーとなるチャンスを得ることが難しくなります。特に日本では、生活に密着しているはずの身近な市町村議会をはじめ、都道府県議会にも国会にも女性が進出できていないのは、この規範が、当事者である女性を含め、人々の態度や意識を、依然根強く支配しているからだと思われます。

(2) 政治文化の壁

政治文化とは、政治に対する態度を醸成する地域の歴史や伝統、価値観のことです。女性の政治参加に対する態度も、この文化を反映します。女性の教育や社会進出、経済的自立に対する価値観や態度が、否定的で閉鎖的か、あるいは積極的で開放的か。これらが人々の政治意識や態度を形成し、地方議会の女性比率にもこの政治文化が反映すると考えられます。

アメリカのジェンダー・ポリティックスの先行研究の中に、ハワイとアラスカを除く48州の政治文化を類型化し、政治文化と女性の州議会議員比率の関係を調査した研究があります。かいつまんで申しますと、公共の利益を優先し、住民参加で課題を解決してきた歴史を持つ州では女性議員比率が高く、他方、政治は市場と同じ競争社会であるから、高い報酬を払ってもプロに任せた方が良く考える州や、政治は経験豊かな年配の男性に任せるのが良く考える、いわゆる「長老支配」の伝統を持つ州では、女性議員比率が低いというものです。この3つの政治文化の類型は、それぞれ倫理主義的政治文化・個人主義的政治文化・伝統主義的政治文化と名付けられています。大変興味深い分析ですが、実はこれは1970年代後半の調査結果であり、モビリティの高い現在のアメリカ社会の分析に、この類型化が依然有効かは議論のあるところですが。今回のアメリカの選挙結果の分析にはまだかなりの時間を要しますので、各州の政治文化に当てはめて論ずるのは難しいですが、2年前に実施された各州議会の議員選挙の結果を、この政治文化と重ねてみますと、例えば、州議会の女性比率が40%前後と高かった

のは、ネバダ、バーモント（ニューイングランド）、コロラド、アリゾナ、それからオレゴンです。他方、10%前後と低かったのは、ミシシッピ、アラバマ、ルイジアナ、ケンタッキー、テネシーなど南部の州でした。概して、議会が、例えばタウンミーティング的な形で運営され、住民参加が活発なニューイングランド地方や、歴史的に比較的新しく、ダイバーシティを積極的に受け入れる西部の州では女性議員比率が高く、保守的とされる南部では低いことが見て取れます。すなわち、女性の政治的進出と州固有の文化的特質との関係にある程度説明出来るのではないかと、つまり政治文化の類型が、依然有効であるようにも思われますが、現在では、政治文化そのものよりも、むしろ州における女性の教育程度や社会経済的な進出レベルとの相関関係を見るのが妥当とされています。

日本でも、女性議員比率が、都市部で高く郡部で低い傾向にあることはご覧いただいたとおりです。女性の教育や社会進出のレベルが高い都市部では、女性男性を問わず性別役割規範意識が希薄になり、女性の政治的進出に対する抵抗感が郡部ほど大きくないからと思われます。しかし、実は農協幹部にも近年女性の進出が見られるようになり、こうした組織の中で女性がリーダーとしての経験を積み、学習のチャンスが得られれば、郡部においても間違いなく変化は起きると思います。後ほど講演される宮下さんのように、女性自身が性差別的な価値観や文化を変えていく当事者になることが鍵になるでしょう。

(3) 議会の性質の壁

3つ目の壁は議会の性質ですが、日米の共通点と相違点の両方が見て取れます。アメリカでは、連邦議会や大規模な州議会のように、権限が大きく報酬も高く、議員には弁護士などが多く、ある程度の専門知識が求められる、いわゆるプロフェッショナルから成る議会、つまり専門家議会では女性比率が低い。日本でも、国会や都道府県議会の女性比率から同様の傾向が見て取れます。他方、アメリカでは、小規模の州議会や市町村議会の女性比率は高い。生活に密着し、女性の伝統的な役割と矛盾しない、コミュニティの運営が中心の議会、これを市民議会と呼びますが、こちらは権限も小さくなく、議員に特別な資格が求められる訳でもなく、報酬もミニマムです。実は、日本の町村議会も、コミュニティの運営が中心ですが、女性が口出しすべきではないという役割規範が色濃く残っているために、伝統的に男性が独占し、アメリカとは異なる状況にあるということになります。

(4) 選挙制度の壁

そしてもう1つ、女性の議会進出を左右するのが選挙制度です。日本の衆議院選挙は、定数465人中289人を小選挙区制で選出します。小選挙区制では、アメリカの連邦議会選挙がそうであるように、一般的に現職が有利です。特に連邦議会選挙では現職の再選率がほぼ9割、その大多数が男性であることから、女性新人候補が挑戦して当選することは難しい。そのため、アメリカの女性候補支援団体は、次の選挙で現職が出馬しない選挙区、これをオープン・シー

トといいますが、このオープン・シートをいち早くキャッチして、早期にキャンペーンを開始し、女性候補の知名度の浸透を図ります。

現職の高い再選率が、女性の議会進出の大きな壁であることから、アメリカでは議員に任期制限を設ける、小選挙区制度を変更する等、現職優位の状況を変えるための調査や研究も行われてきました。事実、いくつかの州では、全州1区として投票用紙を連記制にするとか、あるいは議員に任期制限を設ける等の試みがあったようですが、州議会のレベルに留まっており、連邦レベルでは、現在の選挙制度を変更しようという大きな動きはありません。したがって、この制度の継続を前提に、いかに女性の議会進出を進めていくかという戦略を練ることになるわけです。ひるがえって、日本の衆議院選挙では、小選挙区比例代表並立制が採られており、比例単独でも、あるいは小選挙区との重複立候補も可能で、さらに復活当選が出来る仕組みが残されています。2014年の衆議院選挙では、小選挙区から25名、比例代表から20名の女性が選出されています。一般的には、小選挙区制より比例代表制の方が、女性の出馬と選出に有利だとされています。過度に競争的環境にならないためといわれていますが、後でお話するクオータ制度を導入しやすい選挙制度でもあるからです。

3. 女性議員が増えたと何が変わるのか

冒頭に、ジェンダー・ギャップについてお話ししましたが、性別役割規範は社会化のプロセスを通じて内面化され、その結果、女性・男性間には、社会的地位に格差が生じるだけでなく、価値観や行動様式に違いが生じ、議会内でも、性によって異なる政治観や政治スタイルを生み出すということがアメリカの実証研究から分かっています。日本でも、同様の報告がなされています。アメリカの地方議会の実証研究からは、女性は男性以上に超党派的な立場を取り、合意の形成を優先させる傾向を示し、市民とのコミュニケーションを大切にする等が明らかになっています。日本の研究例でも、女性議員は住民との意見交換や苦情相談に応じる頻度で、男性をはるかに上回るとされています。さらに、アメリカの例ですが、女性議員が男性以上に勤勉で忍耐強く、個人的な利益よりも全体の利益を優先させる傾向があるとも指摘されています。競争や対立ではなく協力と合意の形成を志向する、女性に特徴的に見られるこの政治スタイルから、女性は違いを作る、“Women Make a Difference.”とされ、これが女性候補や議員を支援する活動の共通認識でありキャッチフレーズともなっています。また別の調査では、女性比率がある程度高い議会の場合は、男性議員も子どもや家族の問題により敏感になり、女性関連法案を支持する傾向が見られるが、女性比率が低い議会では、これらは特殊利益と見なされ、正当な扱いを受けない場合があるとされています。加えて、女性関連法案は、男性議員より女性議員が提出する方が成功率が高く、さらに、不成立となった法案の再提出率も女性議員の方が高いとされています。女性議員は、女性の利益関連法案を優先的に審議し成立させようという努力と熱意において男性に勝り、議会で違いを作ることが明らかになっていますが、他方、女性比率が低い議会の女性議員は、女性の利益を代表する活動に大きな制

約を受けるということになるのです。

さらに重要なのは、ジェンダー・ギャップは議員間だけではなく、有権者間にも存在するという事です。政策志向や政策の優先順位が女性議員と女性有権者で共有されれば、女性議員を選出していることに対する女性有権者の「政治の有効性感覚」、すなわち、自分の1票は意味があるという満足感ですが、これが高まると、女性を議会に送り続けようという積極的な動機になると考えられます。つまり、女性が女性候補に投票し、女性議員は議会活動を通して女性有権者の期待に応える。そうしたサイクルは、間違いなく女性議員の増加に貢献するでしょう。日本においても、女性の権利や健康、子育て・介護等のケア責任、女性に対する暴力の禁止などの政策に関わる等、女性議員は女性に関する政策に熱心に取り組み、結果的にこれらの政策は刷新されてきました。つまり、政策志向や優先順位が女性議員と男性議員で異なり、女性議員の比率が低いままに推移すれば、社会が抱える深刻な問題に、政治に関わるスピードも広がりも停滞を余儀なくされる懸念があるということです。

4. 女性議員を増やすにはどうすればよいのか

それでは、どうすれば女性議員を増やしていけるのでしょうか。

(1) 「壁」の除去

1つは先述した「壁」の除去です。直ぐには難しいものもありますが、出来る事から着手するということでしょう。

(2) 候補者予備軍の育成と支援 (Women's PAC)

次は、候補者を育て、選挙に出馬させるということです。日本の国政レベルの選挙では、女性候補の予備軍の多くは、弁護士や検事等の法曹関係者、医師や看護師等の医療関係者、公務員、教員、地方議員経験者等が比較的多く、そのリクルートや選挙運動は主に政党が担います。アメリカの予備選挙のように、有権者が候補者選びの段階に制度的に関わる仕組みは、日本にはありません。他方、アメリカでは、政党の力を頼らずに女性候補を発掘し、候補者に育てて当選させる女性政治組織の運動が大変活発です。選挙が近づくと、組織が推薦する候補者を公開し、相当額の寄付を集めて献金します。Women's PAC (Women's Political Action Committee = 女性政治活動委員会) と呼ばれるこれらの組織は全米に多数存在しますが、献金額で群を抜くのが、首都ワシントンに本部を置く EMILY's List (エミリーズリスト) です。これは、"Early Money Is Like Yeast." (選挙戦の早い段階での資金投入はイーストのようにパン種を膨らませる) というフレーズの各語の頭文字をとった略称を組織名にしたものです。EMILY は、民主党のリベラルな女性候補のみを支援し、支援した候補の当選率は非常に高く、今回も全員当選が期待されています。当選した議員は、EMILY の掲げる政策課題実現のために働き、そして再選を確実にします。EMILY は強固な財政基盤と優秀な人材を備えた、

全米屈指の政治団体であり、献金総額は全米で常に1，2を争うほどです。金権選挙という批判がなくはありませんが、民主党リベラル派の女性議員の選出に大きな役割を果たしています。

実は、日本でも、これに似た組織として、文部大臣を務めた赤松良子さんを中心に創設された“WINWIN”という女性候補支援団体があります。しかし、日本では、普通の市民が候補者に献金するという文化が浸透しにくいようで、エミリー型の候補者リクルートはあまり振るわず、現在は、「赤松塾」という女性のための政治スクールに力点が置かれているようです。女性を議会に押し出すには、熱意とお金、そして有権者の動員が不可欠ですが、日本版エミリーの活動は簡単ではなさそうです。

(3) なぜ「30%」？：クリティカル・マスとは？

「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるように期待する」、この「202030」目標が掲げられたのは、平成15年（2003年）の男女共同参画推進本部においてであり、安倍政権ではないのですが、ではなぜ30%なのでしょう。この30%という割合はクリティカル・マスという概念に基づいています。政治学者の三浦まりさんによれば、クリティカル・マスとは、「ある水準を超えると突然質的变化が起きる、概ね女性比率が30%を超えたところで初めて観察出来るような変化が生じる」ことから、少数派が多数派に合流し、集団内の文化に影響を及ぼす可能性が生じる人数を指すもので、「決定的多数」と訳されます。少数派の割合がこれ以下の場合には、単なるトークン、つまりお飾りに過ぎず、集団内で影響力を持つことはないというものです。このクリティカル・マスという考え方から、女性が議会で少なくとも30%を占めることがまず重要になり、目標値とされたのだと思います。女性議員比率と、女性に対する暴力禁止法との相関関係を明らかにしたアメリカの画期的研究があり、それによれば、女性議員の割合が10%増えると、レイプやDV、セクハラに関する防止法が施行される可能性が10%高まるという結果が得られています。女性に対する暴力は、女性議員が率先して取り組んできたテーマであり、こうした法整備が進むためにも、女性議員が増えることが望ましいのです。

(4) ポジティブ・アクション（Positive Action）とジェンダー・クォータ（Gender Quota）

女性が議会でクリティカル・マスとなるための有効な手段がポジティブ・アクション（Positive Action）の導入、具体的にはジェンダー・クォータ（Gender Quota）制の採用です。ポジティブ・アクションは、アメリカのアファーマティブ・アクション（Affirmative Action）に倣ったものであり、積極的差別解消策を意味します。女性候補を積極的に発掘・養成し、優先して支援し当選させる。この確かな道筋が示されれば、女性議員は確実に増えると思われます。男性に対する逆差別と言う批判がありますが、歴史的に蓄積されてきた差別を解消させるためには必要な手段です。

ジェンダー・クォータ制度とは、議会における女性の過少代表の解消を目的にした制度で、議席の一定数を女性に割り当てる議席割当制と、候補者の一定枠を女性に割り当てる候補者割当制の二通りの方法があります。また、強制力との関係では、憲法や法律で定めて罰則規定を持つ法律型と、政党の自発性に委ねる政党型の二通りがあります。議席割当制は、議会における女性の最低比率をあらかじめ定めるものですが、候補者割当制の場合は、結果的にどの程度の女性比率を達成出来るかは選挙結果次第です。女性候補を多数出馬させた政党が勝利すれば、女性議員は増えますが、そうでなければ、劇的な結果は生まれません。このジェンダー・クォータ制度が、女性議員を増やす効果は明らかです。先述した、列国議会同盟のデータでは、1位のルワンダ以下20位までの15か国が、政党型、あるいは法律型のクォータ制を採用しています。日本でも、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立した今こそ、クォータは実現出来るということです。

(5) 党派性

党派性は、女性の進出を支持する立場と、支持政党の躍進を支持する立場がぶつかった時に突き当たる壁です。ごく簡単に言えば、支持政党の男性候補と対立する政党の女性候補の選挙戦で、どちらに投票すべきか、という問題です。この問い自体が、女性の政治進出が未熟な段階にあることを示しています。ですが、問題は、女性の選出を応援する立場に立てば、有権者は自身の中で党派性を乗り越え、ポジティブ・アクションを行使し、果たして支持政党ではない女性候補に票を投じるべきか、というものです。悩ましい選択ですが、悩ましい原因は、女性候補が少ないことに起因します。このような場合は、それぞれの候補が、女性関連政策にどれほどコミットしてきたか、その熱意と能力を評価する以外ありません。むしろ、候補者自身が、女性関連法案成立のために党派性を克服出来るのか、この点を、彼らの態度や発言から読み取り判断するのです。党派性を乗り越えるのは、我々有権者以上に候補者自身なのだというメッセージを送り、彼らのレスポンスを待つのです。杉田水脈さん、山谷えり子さん、山東昭子さんなどの発言を思えば、女性の利益とは何かを巡って、女性間には対立も政治的多様性もあるのだということを認めなくてはなりません。男性間の政治的競争同様に、女性間でも政治的競争が激しくなれば、無能で無節操な議員は淘汰されていくでしょう。性の平等が実現するということは、その光も影も引き受けるということです。それを覚悟した上で、私達は賢く、そして行動する有権者でなければならないということではないでしょうか。

かなり速足で駆け抜けた講演でございましたが、ご清聴を感謝申し上げます。

Ⅳ 講演Ⅱ 暮らしと議会 ―― そこに代弁者はいるか？ ―― 宮下裕美子

1. はじめに

私は、2007～2016年まで月形町の町議会議員をしていました。本日は、実践者として、地方の現場から得た感覚やそこから見えてきたものを中心にお話したいと思います。月形町は、人口3,200人程の小さな町で、議員定数も10名です。そんな小さな町の話って思うかも知れませんが、北海道の179自治体の内、町村は144あって、議員定数が10人を切る議会は79あります。つまり全体の3分の1以上が、小さな自治体で占められています。ですから、私は、そういう小さな自治体が変わることが、北海道全体を変えていく大きな力になると考えています。特に、私は10人の議員の中の1人としてやってきたので、たった1人女性議員が出るだけで、1割を占めることになります。この4月から月形町の議員定数は8になるので、さらに比率が高まります。もし女性議員が2人になったら、提案者と賛成者というかたちがとれるので女性視点の議案を提出できるのです。そのような視点で、地方から物事を進めることの重要性をお話させていただきます。

2. いかにして女性議員を増やすのか

今回のテーマは、「政治を変える。女性議員を増やす」ですから、いかにして女性議員を増やすかが結論になると思いますが、これについては結論を先取りすることになりますが、3つの点を指摘したいと思います。

まず1つ目は、女性の立候補者がいなければ女性議員は生まれないということです。ですから、当事者である女性がその重要性に気づいて行動を起こすことが、何よりも大切だと思います。私は、月形町初の女性議員なのですが、選挙演説をする中で、「初めて投票したいと思える人が立候補してくれた」とおっしゃってくれた有権者の方に何人も出会いました。

2つ目は、女性は当選する確率が高いということです。選挙のポスターを見ても、男性ばかりのなかに女性が1人いれば目立ちますし、女性に投票したいという有権者の気持ちに応えることができます。これは私が女性候補者として、今まで戦ってきた中で実感している点です。当選するためには、最下位で当選するための票を獲得できればいいわけで、それは案外手の届く範囲だと思います。

3つ目は、暮らしの中に埋もれている課題に気づいているのは女性だという点です。市町村の議員の役割というのは、暮らしの課題解決にあります。性別役割分業のなかで、女性がずっと担ってきた地域活動や出産・子育て、PTA活動、それから医療や介護等の分野の課題解決が議員の職務なのです。政治というとなにか難しい印象があるかもしれませんが、日々の暮らしの延長線上にあるのが基礎自治体の議会であり地方行政です。ですから暮らしの課題を解決したいというテーマを持っている人がいれば、まさしく議員のなり手となりうるということです。

3. 議員になるまでの人生

議員になることは可能だということを私の経験からお話したいと思います。私は、昭和42年（1967年）に栃木県鹿沼市、合併以前は栗野町という1万人位の小さな町に生まれました。栃木県立栃木女子高校から宇都宮大学農学部に進学するのですが、まったく政治に興味がなくて、法律も勉強したこともありません。結婚する頃までは、自分自身の身の回りのことしか関心がない普通の人間でした。ただ1つだけは、私は昭和42年（1967年）3月生まれですが、その学年は、いわゆる丙午の学年でした。そのため子どもの頃から女性に生まれてきたことに、すごく負い目を感じていました。田舎だったから、「女性は男を食い殺す」とか、「あまり表に出るな」というようなことを言われていました。児童数も他の学年は25人位いたのですが、私の学年は12人しかおらず、しかもたまたま全員女性でした。「女ばかりで」という言い方をずっとされてきて、このように言われることに抵抗感を持っていました。そのうえ栃木県は、高校が男女別学になっていて、女子教育を結構きちんとやっており、男女の規範意識の強いところですよ。そのなかでジェンダーというものを意識するようになりました。ただ、女性だけだったからこそ、男性の目を気にせず自由に活動できた面もありました。今にして思えば、そうした環境だったから、私は何事にもあまり物怖じせず、チャレンジできるのかなとも思っています。

そして、結婚し、第1子を出産後、新規就農で北海道に移住しました。北海道で第2子を出産するのですが、その過程で行政との関りができます。出産する時の支援体制やその後の育児支援体制、それから新規就農するにあたっては、行政のバックアップなしにはできませんから、行政に頼ることになります。このように結婚・出産・移住という経験を通じて、地域や自治体を意識するようになりました。

その後、30歳の時に、認可保育所の開設運動に関わります。月形町では、その頃、季節保育所しかなくて、通年で通える保育所がなかったのです。でも、私は花を作っていて春から秋まで忙しいので、通年の保育所があるべきだと思っていました。たまたまその時に、老朽化した施設を建て替えることになったのですが、また季節保育所を建てるというので、「せっかく建て替えるなら認可保育所を作りましょう」と提案し、お母さん方に声を掛けました。それが、私が地域に働きかけた最初です。その提案に対しては多くの人の賛同が得られ、議会も直ぐに動いて、認可保育所が建つことになりました。でも、友達と話をしているうちに、「学童保育所がないから小学校に入った時が一番大変なのよ」ということがわかり、だったら学童保育所も一緒に建ててもらふ運動をしようということになりました。ただ、学童保育所は、その頃、空知管内の町村に1つもなかったこともあり、「認可保育所を建ててやったのに、学童保育所まで要求するのか」みたいな感じでした。署名を集めたり、議員さんをお願いしたりといういろいろやったのですが、私たちの要求はなかなか理解してもらえませんでした。他の地域がどこもやっていないっていうのは凄くマイナスで、男性だからなのか、学童保育所が必要という発想にはならなかったようです。でも、コアなメンバーのなかには、離婚したばかりの人や就

職が決まっている人がいて、どうしても必要ということで運動を続け、最終的には、町が学童保育所の場所として会館を提供してくれることになりました。あとは全部、保護者が運営するというかたちでスタートしたのですが、その後も運動を続け、結局10年後くらいに町営でやってもらえることになりました。こうした経験を通じ、私達の代弁者はいないのではないかと考えるようになりました。やはり、自分たちの思いを理解してもらうには、親身になってくれる議員さんがいるかないかの違いは大きいと強く感じたのです。ただ、その時は自分が議員になろうとは思っていませんでした。

その後、PTA活動等に関わるようになりますが、私はそれ以前に認可保育所の運動とか色々やっていたので周りから警戒されました。表に出るような仕事の誘いは全くなかったです。そういう社会の流れがあるということを感じました。

4. 月形町初の女性議員になって

36歳の時に、月形町の合併問題が持ち上がりました。合併問題は非常に重要な問題だと思います。実は、本日参加されている森啓先生の講演を聞いて、市民自治について教わりました。「自分自身が参加して物事を動かしていかないと、世の中は変わらない」、「一歩踏み出さない。半歩じゃだめだ、一歩だよ」と言われて、勉強するようになりました。その時初めて、自治体という枠組や議会の役割について知りましたし、全道にはいろんな考えの人がいて、いろんな活動をしていることも知りました。

その合併問題の時に、地域でいろいろな議論が出てきたのですが、以前の私の活動を知っていた人が声を掛けてくれて市民活動に関わるようになります。チラシを作ったり、財政のデータを検討したりすることから始めました。元々理系の勉強をしてきたので、データの整理や分析はできました。資料を作って渡すと、皆さん理解して下さるのです。行政から出てきた資料は分からないのに、それを加工して渡すとまったく会話がかわるのです。この時、行政の出した資料を自分の言葉で説明したり、話し合ったことを町民の皆さんに周知するチラシを作成したりする活動はすごく重要だなと感じました。

市町村合併の話は、まさしく政治なのです。そこに関わるなかで、議会・議員と町民、あるいは行政と町民の間にすごいギャップがあると感じました。議会は町民が考えている事をまったく聞いてくれてなくて、そこには代弁者はいないと改めて感じました。だから、自分達の代弁者を議会に送り出さなければ、物事を変えられないということを見せつけられました。行政の審議会の公募委員になったこともあります。その場がアリバイ作りの場であることを実感し、議員になるしかないと思いました。ちょうど40歳の時に選挙があり、立候補し、月形町の女性議員第1号となりました。

40代の10年間は、町議会議員として活動しました。最初は、身近な話題しか分からなかったもので、子育てや介護や病院のことを調べてやっていましたが、それを政策にしていくためには、もっと皆さんに共感してもらうことが必要で、そのためには配布物が重要だと考え、自分

の活動や議会の内容を伝える「ゆみこの議員活動報告書」を発行するようになりました。当時、町内にはこういうものを発行している男性議員は1人もいませんでしたが、私が北海道自治体学会などで知り合う女性議員の多くは、政治の透明性や関心を高めようという配布物を出していました。いろんな形があって、絵手紙を毎日書いてそれをコピーして配ったり、漫画を使ったりしている人もいます。私は、町の人達と話した時に、「政治の中身を知りたい」、「何が起きているか知りたい」という声が多かったので、よく調べて、詳細に書き込むような読み物を作ろうと思い、このような活動報告書を発行することにしました。そうやって住民とのコミュニケーションを取ろうとするのは女性に多いのが現実で、やはり女性が増えていくと雰囲気が変わります。

私がこういうことをやり始めた時に、実は議会ですごく揉めたのです。こんなものを出したら選挙違反だとか、もの凄く言われました。もちろん選挙違反でないことは予め確認していました。いろんな軋轢があったものの活動報告書の発行を続けていくうちに、月形町では当時なかった「議会だより」が発行されるようになりました。やはり変わるのですよ。そういう意味で、女性議員が入る事は、凄く重要だと思います。

5. 町長選への挑戦

議員になって3期目を1年半やった時に、町長選挙に立候補することになり、議員を辞めました。なぜかというやはり1人だと限界があると感じたからです。10年ほど議員をやってきたけれども、劇的に町を変えることはできなかったのです。小さい変化はありましたが、根本的な問題解決には至らなかった。ならば町長になってトップとして町を運営していきたいと思い、町長選挙に立候補しました。ちょうど今から2年前になります。その時は結局、新人同士の争いになって、相手が1,400票、私が1,000票で負けてしまいました。背景にはいろんな事情があったのですが、とにかく課題を突き付けたことはすごく重要だったと思います。私は、社会を変えていくためには住民が行政との協働の場に参画する必要があること、地域課題の解決こそが自治体の使命であるということを、森先生から学びました。そういうことを政策集としてまとめて住民の方々に伝えました。私は議員を辞めてからも自費で「後援会だより／4つ葉通信」を発行して町内全世帯に郵送してきたのですけれども、こうやって問題提起し続けることで町民の方が少しは気づいてくれているような気がします。通信を発行すると直ぐに手紙やメールや電話が来て、議員の時よりも、確実に輪が広がっていることを実感しています。

6. 女性が議員になるために必要な3つの点

今回のテーマは、「政治を変える。女性議員を増やす」ですので、町長のことはさておき、議員のことについてお話ししたいと思います。先程言いましたように、女性議員をいかに増やすかといった場合、当事者である女性の意識改革が一番大事だと思います。もちろん政党の間

題や政治の仕組みの問題などいろいろありますが、それを言い始めると政治は遠い存在になってしまい、女性が参加できない雰囲気になります。今回、私がこれまでの人生や政治活動についてお話ししたのは、私みたいに、全然政治に興味がなくて、政治や法律の勉強をしてこなかった者でも、地方議会の議員として十分やっていけるし、当選する確率も高いということを知ってほしかったからです。

女性が議員に当選するために何が必要でしょうか。私は次の3つが必要だと思います。まず、1つは周知です。立候補を知らせる行動、他の候補者との差別化が絶対必要です。女性が立候補しようとした時に、政党とかに入っていれば、政党の支援を受けられますが、そうでなければどうやって選挙活動をするのかは自分で学ぶしかないので。周知の方法には公職選挙法の縛りがあって、公職選挙法を読んだだけでは、「これでは何にもできないじゃない」と思うのですが、実はいろいろなテクニックがあります。そのあたりは勉強会がありますし、近くの女性議員に聞くなどして下さい。私も、いくらでも情報を提供します。他の候補者との差別化といった場合、女性であるというだけで、十分差別化はできているのですが、私は特に次のような点を強調しました。うちの町では、地域や団体の代表みたいなかたちで男性議員が出馬してきます。私は一切そういう関わりを排除し、一個人として、「私は、町民皆さんの代表になります」、「地域や団体の後押しを受けていないので、あなたの1票が必要です」ということを選挙期間中はひたすら演説し続けました。

2つ目は、議員になって何をしたいかを明確にすることです。そのへんが曖昧なまま議員になってしまうと、議会にはいろんな会派や派閥があるので、右往左往しているうちに、自分のやりたいことを見失ってしまうことも多いのです。そうならないためにも、何のために議員になるかということを明確にしておく必要があります。選挙に出る前にはっきりしておかなければ、当選後、議員としての活動が一切できなくなるくらい重要なことだと思います。それは、例えば、「子育てについて、もっといい街にしたい」という程度ではだめで、人に具体的な話ができるくらい明確であることが必要です。それは議員としての自分の支えにもなります。

3つ目は、最低得票、つまり当選に必要な得票数をいかに確保するかについて見通しをもつということです。前回の選挙の結果から、大体の当選ラインが分かりますから、絶対に取れる票、つまり「固い票」をはじき出し、それに上積みしてどうやったら最低ラインの票を確保するかを考えます。票を数えて、これは絶対に取れるという票を把握しておくことは、選挙運動をする際の心の支えにもなります。

この3点に取り組めば、かなりいけると思います。自治体によって、状況は違いますから、その辺りは臨機応変に対応して下さい。

7. 議員としての心得

さらに議員の実態として知っておいてほしいことに、議員になると議員だからこそできる点があるという点です。議会での自由な発言が保障されています。一般質問であるとか、代表

質問であるとかかたちはいろいろですが、自由に発言する機会は必ず与えられています。ですからやりたいことがあったら、議員になって、直接、首長に伺いたすことができます。

もう1点、物事が決まる前に行政の情報を幅広く、あるいは奥深く知ることができます。一般の人は、私も現在一般の人になってしまったのですが、なかなか情報を得ることができません。議員を辞めてから、情報がクローズされるようになってしまい、普通にしていたら情報が得られないため、情報開示を請求して内容を知るような感じでやっています。議員になれば、そこまでしなくても、情報公開請求をする前の段階で、いろいろなアプローチをとることができます。

また、研修や経験の場が与えられるという点も知っておいて頂きたい。議員になる前に、「勉強しないと無理」、「議員になるほどの知識がない」と思って躊躇している人がたくさんいると思うのですが、全員がそんなに勉強をして議員になっているわけではありません。議員になってから勉強するということが大丈夫です。勉強するための機会も与えられていますし、横の繋がりもたくさんあります。議員という肩書があることで声も掛けてもらえるし、そういう場も与えられます。何よりも議員報酬があるので、ある程度お金を使っていろんな所に行って学ぶこともできます。だから、「まず、議員になりましょう」と言いたいです。

その一方で、議員として、覚悟しなければならないこともあります。それは、公人になるということは、24時間、常に行動がチェックされているということです。このストレスは相当あります。でも、例えば、義父母と同居してお嫁さんの立場だったら、「ああ、いつも見られているな」と感じると思います。そういう経験があればクリアできるのではないのでしょうか。特に田舎で暮らしていると、別に議員にならなくても、近所の人たちが、どこかに出かけたとか見ているわけですから、それを堂々と口にするかしないかの違いだと考えればいいわけです。ただ、公人になると、自分の行動についての責任は非常に大きくなると思います。

それともう1つは、軋轢があって当然だということです。政治の世界は男性社会ですから、そこに飛び込むということは軋轢があって当然なのです。まして是々非々の議論をしたいとなればなおさらのことです。そのことに心を痛めているようでは何もできません。先輩の女性議員も、相当の軋轢の中で頑張ってこられていますし、JAの理事や農業委員をやっている女性たちも、「喧嘩上等」って言いながら活動しています。皆がそうやってきている現実を知れば乗り越えられると思います。ただ、議員としての覚悟は必要です。

8. おわりに

最後にまとめです。今の社会は、本当に変化しつつあり、多様になっています。IT化によって議会の仕組みはどんどん変わっていますが、議会そのものは変わっていません。4年に1度の選挙で議員は変わるのですが、男性社会であることは変わっていないのです。従って、議会と社会のギャップがどんどん開いているという現実があります。そのギャップを埋めていくためには女性議員が増えることが必要です。それほど敷居が高いわけではなく、特に、基礎

自治体の議員は，本当に私達が普段やっていることの延長線上で活動していくことが十分可能です。ですからぜひチャレンジして頂きたい。やりがいもありますし，自分が動くことで社会が変わるという実感も持てます。この4月に選挙がある所が多いのですが，4月って直ぐで準備は大変かと思います。でもまだまだ間に合うのでチャレンジして頂きたいと思います。

V ディスカッションを終えて

講演後6つのグループでディスカッションし，講師に各グループを回ってもらった。各グループにおいて，郡部と都市部にて当選に必要な票数について，立候補の心構えについて，女性候補者の応援についてなど，活発な議論がなされた。

会場からは，参加者33名のうち12名からアンケートの回答が寄せられた。「アメリカの情報と日本の町の現状比較が参考になった」，「今まで感じてきたことに自信がもてた」，「講師の話に元気づけられた」，「政治は暮らしに直結していることをあらためて感じたし，だからこそ無関心ではいけないと思った」などの感想が含まれていた。参加者の年齢層がやや高めであり，今後の企画として若年層へのジェンダー教育企画を要望する回答がみられた。